

種苗法改正により、令和4年4月1日から 農研機構登録品種の増殖(*) には許諾が必要です

「自家用の栽培向け増殖」(*)を行う方は、手続き方法や遵守事項をご確認の上、農研機構のWebサイトから申請をお願いします。



▲申請はこちらから

(*)「自家用の栽培向け増殖」とは、登録品種の収穫物の一部を自分の種苗として使うこと(改正前の種苗法で自家増殖とされていた行為)に加え、登録品種の種芋や親株、苗木から採ったツル苗や穂木等を種苗として利用すること(従前から許諾が必要な行為)を含みます

対象品目	許諾が必要な主な品種	許諾方法等
<ul style="list-style-type: none"> ・ぶどう ・カンキツ ・栗 ・ニホンナシ 等 の果樹	シャインマスカット、クイーンニーナ はるみ、せとか、津之輝、はれひめ ぼろたん、美玖里 あきづき、甘太、秋麗	<ul style="list-style-type: none"> ・Webで申請（有償） ・農研機構から送付する証紙を園地に掲示 ・遵守事項に従うこと
<ul style="list-style-type: none"> ・カンショ ・イチゴ ・バレイショ ・茶 	べにはるか、クイックスイート おいCベリー、恋みのり こがね丸、インカのひとみ せいめい、さえあかり	<ul style="list-style-type: none"> ・Webで申請（無償） ・遵守事項に従うこと
<ul style="list-style-type: none"> ・稲 ・コムギ ・オオムギ ・ダイズ ・サトウキビ 等 	あきだわら、とよめき、きぬむすめ ネバリゴシ、ミナミノカオリ はるか二条、キラリモチ 里のほほえみ、シュウリュウ Ni23、Ni22	<ul style="list-style-type: none"> ・農研機構ホームページで遵守事項を確認 ・遵守事項に従うこと

- ★農研機構登録品種は、下記のURLから確認することが出来ます。
- ★権利期間が満了している品種等は、許諾を得る必要はありません。

<許諾手続きや遵守事項の確認、お問い合わせはこちら>

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
知的財産部 育成者権管理課

<https://www.naro.go.jp/collab/breed/permission/index.html>

